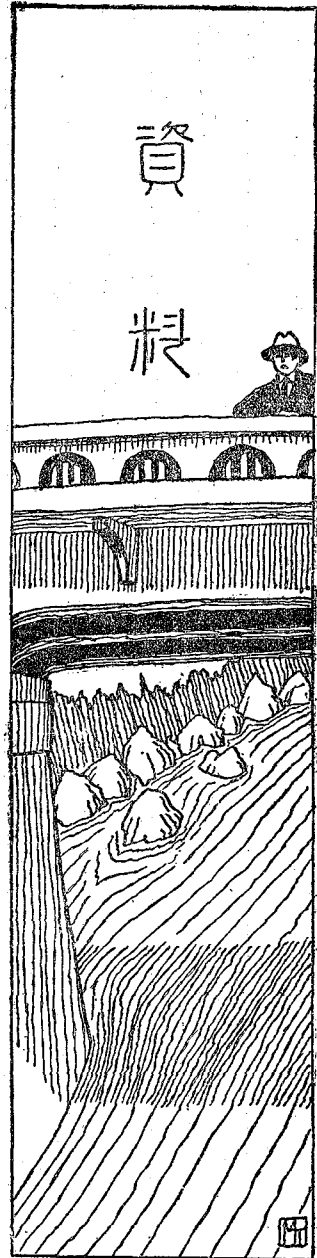


資
料



都市交通問題〔十八〕

警視廳技師 平山泰治

米國に於ける交通法規の統一

『Making Our Traffic Laws Uniform』

by A. B. Barber

「クロスワードパズル」や「謎々」の競技とか他の機智

の試験を非常に好んでゐる人々にとつては、種々の州や都市に於ける現在の交通法規及び取締方法はある見方を以てすれば満足なものに認められるかも知れない。其等は無限の變化を生じてゐる。然し、不幸にして今日の自動車交通は單なる遊技ではない。それは事故の記録に示される様に

恐るべき現實である。それは亦我國現在に於ける經濟上の問題の最も困難なるものを示してゐる。

一致の欠如

合衆國に於ける自動車による死者數は一九二〇年以來毎年平均十パーセントの率で増加してゐる。昨年度に於ける總計は約二五、〇〇〇であつた。合衆國に於て、事故、混

その變化の最も著しいのは車輛運轉の細部に影響する法規及び實行方法に關してである。二三の實例は興味が多いであらう。

雜、遲延其他の整理されてゐない交通や不適當な交通能力の結果による損失は立派な權威者により毎年二十億弗以上であると評價されてゐる。この状態を矯正し得る單一な救濟法などは存しない。改良方法は種々の異つた方面を研究せねばならない。即ち交通法規の制定、取締方法の告示、街路及び道路設備の改良、車輛の設計及び維持の改善、操縦者並びに歩行者のより適當な秩序と整理及交通及び保安手段に關係してゐる總ての人々の更に有効な教育である。かゝる交通改善の計畫に於て單一の要素をとり來つてそれが最も重要であると云ふ事は出来ない、然し我國に於ける本質的な交通法規及び取締方法の標準化より以上に重大なものはないと云ふ一般の一致した意見が存する様に思はれる。

例へば最近數ヶ月の間殆んどすべての夕方に於て觀測された、PhiladelphiaのSouth Broad Streetに於ける自動車の状態を考へて見よ、多數の都市に於て廣く行はれてゐる法則は屈折は「綠色燈に於て」のみ行ふ事が出來ると云ふのである。然るにSouth Broad Streetに於ては自動車操縦者はPhiladelphiaの交通は「赤色の時期に」屈折すると云ふ事を記憶せねばならない。他所から來た自動車操縦者は街廓の終端に近い所の右側の縁石から左方へ街路の交叉點に導いてゐる曲線をなした金屬盤の鋪裝上の標識によつて迷はされるであらう。この標識の手前には、街路の中心線に近く、鋪裝上に白い文字で「止れ」と云ふ言葉が記されてゐる。然し交通は決して停止しない、大通りに於ては交

通は、交通信號燈の指示に従つて眞直に進行して行く。二三の車は屢々右側の縁石に沿つて車を寄せ、「赤色の時期に」金屬製の鋪裝上の標識に従つて最後に左折を實行する。然る時には、車は街路の中心線に沿つて停車し、そして或時は赤色の時期に、或時は緑色の時期に左折を行ふ。交通は甚だ頻繁であり、此處に明らかに混亂と危険の要素とが存するのである。

街路の遠い角にある其處から信號機を運轉してゐる小屋に立つてゐる交通巡査によつて説明が與えられた。街路の中心線に沿つて今恰度停つた二臺の車を指さしながら、「あの車は New York の車である。あれが彼地で左折をなす方法である。我々は彼等を邪魔にする様な事はしない、然し時には彼等が混亂した場合にはそれを匡正せねばならない事がある」と彼は云つた。彼は更に語をつゞけて「Philadelphia は我國で最も優れた交通組織を有してゐる、然し我々は眞に各地に於て同一の組織を有する様にせねばならぬ」と述べた。

二三の都市に於ては、その特殊な交叉點に於て如何なる組織が實施されてゐるかを説明する、例へば「緑色の時期に曲れ」右折は緑色の時期に於てのみ行へ「赤色の時期に曲れ」等の標識を各信號燈に取付けてゐるものがある。かかる標識は多少の補助にはなる、然し交通の頻繁な状態の下に於て、その標識を正確に讀んでその意味を了解し、信號機の指示に従ひ、他の交通や歩行者に對して必要な注意を拂ふ事も同時に行ふと云ふのは、普通の能力以上の者を必要とするであらう。

それに關聯した交通取締の規則及び實施方法が非常に廣泛な變化を示してゐる爲に確然と危険と混雜と生じてゐる様な多數の點が存する。是等の中の一部は例へば信號機の位置、異つた指示に對する色の使用等の様に明白である。然るに他の相違は通行の優先權の様にそれ程明白ではないが、却つて恐らくは更に重要である。

統一に對する初期の努力

責任ある州や地方的機關の努力により我國の交通取締規則及び實施方法の向上に於て、過去十年の間に著しい發達をなしてゐる。この事業に於て彼等は二三の國家的團體及び特に次に述べる様な數個の異つた團體によつて起草された準據法規及び取締方法による補助を受けて來た。

(a) 世界大戰の間に於て國防委員會によりて作られた準據交通取締規則是等の取締規則は非常に有効であつて、其等の一部は多數の都市の交通規則内に實現されてゐる。最近著しく「停れ及び進め」又は「一齊式」の交通進行の組織に位置を譲つてゐる「循環式交通」組織に元來基いてゐたのであるから、是等の整理方法は多くの場所に於て更に最近の取締方法を附加するか、又はそれにより置きかえられてゐる。

(b) 自動車協議委員會により提案された準據州自動車法。決してその範圍に於ても立法的語法に於ても決して完

全である意味ではないが、此の準據法則は甚だ有効な目的に役立つた。そして現在の州法の多くの條文は之に基いてゐる。

(c) 世界大戰の少し後に全國火災保險業者會議によつて作られた準據自動車盜難防止法案。是は又多數の州に於ける登録法の現在の免許證に對する一般の準據として役に立つた。

(d) 米國電氣鐵道協會及び全國貸自動車所有主協會により作られた様な他の多數の準據法規。是等は多數の地方に於ける責任ある當局の注意を受け、現在の法規や整理方法に於ける二三の條文の基礎として役に立つた。

多數の州に於ける状態

國內の異つた地方の状態を考慮するには、先づ第一に州の自動車法に、次に都市の法令及び整理方法に注意を拂はねばならない。

自動車法は常にかく分類されてゐるとは限らないが、便

宜上次の四つの部分に分けて考へられる。

一 登録及び管理。

二 番號の證明書、又は盜難防止設備。

三 操縦者及び被備運轉手の免狀。

四 道路に關する準則、並びに車輛の運轉を支配する其

他の整理方法。

一般に、北太西洋の諸州と California とは最も進んだ自動車法規を有してゐる。彼等は二三の例外を除いては、試験を含んだ免許組織を有してゐるがそれが亦最も價値の大きな事を示してゐる。是等の州の都市に於ける事故による危険は、最近の研究によれば、自動車管理の近代的組織の未だ確立してゐない州に於けるよりも平均に於て二十五乃至三十パーセントだけ少い。其等は一般に、車輛及び運轉手の兩者の登録と免許とを管理し、車輛の裝置に關する技術的要求を決定し、記録を保存し、事故の調査をなし、多くの場合に於て免許證の取消又は停車をなす權能を有して操縦者の規律に對してある責任を有する各州に對し單一の

責任ある「自動車管理者」又は「自動車登録者」を有する同一の組織を有する。東北諸州の自動車課の首班は「自動車管理者の東部委員會」を創立し、それは「ヘッドライト」に對する要求と統一、自動車登録、盜難車輛、ある原因による停止された運轉手の免許證の其他廣い範圍にわたる關係ある事柄に對する知識の交換と云ふ様な問題に對し大なる寄與をなした。

不幸にも、最近の多少の進歩にも關らず、東北の諸州の間には、道路規則其他の車輛の運轉を支配する法則に於て今尙著しい程度の變化がある。是等の州の中の小數は亦、番號の證明書又は自動車盜難防止法の欠陥によつて著名である。其等の州が是等の點及び都市に於ける交通整理方法（之についてはこの論文の後部に於て論ずるであらう）に於て、より進んだ統一の程度に達したならば、それ等の州の交通の記録は著しい改善を示すであらう。

西部及び南部の諸州

一九二七年の議會の會期以前は Virginia の南部及び All-
eghenies の西部の諸州の大部分は非常に不完全且區々たる
交通法規と不適當な自動車課を有してゐた。僅か四、五の
州が運轉手の免許する組織を有するに過ぎない、且是等の
中で免許證を發行する爲に豫め必要な試験を要求してゐる
州は一つもない。例へば Michigan は地方的警官をして免
許證を發行させて居り、その組織は不完全な中途半端な手
段であると認められてゐる。

一般に西部及び南部の州は分立した自動車課又は自動車
局を有してゐない。亦行はれる仕事は主として自動車の登
録（二三の州に於ては番號の證明）に附隨するものである。
そして之は通常は道路課、州の記録課免許證委員、或
は Montana の場合の如きは懲治檻の看守に委ねられてゐ
る。最近、多數の中央西部の州——Indiana, Illinois, Wisc-
consin, Iowa, Minnesota, 及び North Dakota——に於て自動

車事務を處理してゐる役人の間に於て非公式の會議が出来
た、然し各州法の不完全さの爲にこの會議の範圍は東部の

會議の場合よりも少なかつた。

番號の證明と云ふ法規による盜難防止の仕事も全國自動
車販賣業者協會により報告された材料により示される通り
著しい進歩が行はれてゐる、それに依れば一九二一年には
合衆國の全人口の二十パーセントに當る八個の州が證明法
を有し、盜難に會つた自動車の中二十九パーセントは回収
されずにあつた、然るに一九二六年に於ては二十五個の州、
即ち全人口の五十二パーセントがかゝる法律によつて利益
を受け盜難にあつた自動車の中間收されないので僅かに十
パーセントに過ぎない。不幸にして、多數の州に於ける
證明法はこの問題に對する準據法規と云ふ重大な要素を忘
れて居り、残余の州に於けるかゝる法規の欠陥と共に全國
を通じて實質的に統一された基礎によつて立てられた場合
に於けるより現在の組織を効果の少いものとする様な逃げ
道をとつてゐる。

街路及び道路の安全に關する全國會議

一九二四年の初期に於て、商務卿 Hoover は約十個の街路及び道路の交通に關係してゐる全國的の協會の協力により自動車交通及び事故問題を處理する爲に實行し得べき様な推薦手段を研究し確立する爲に會議を起した。その八個の委員會の報告、及び一九二四年の十二月に行はれた第一回の總會に於ては交通法規、整理方法及び實施問題に於ける統一の必要に對して大なる力點を置いてゐる。二三の地方から統一と云ふ問題は聯邦政府による立法と全國的の交通法規の制定と云ふ假定により一時に解決する事が出來ると云ふ提案があつた事がある。然しこの提案は拒否された、そして第一回の會議は全國を通じて州の交通法規及び取締方法に包含される様推薦される原理の理解ある記述の採用を以て満足してゐた。

統一せる自動車法制定に對する要求

然し、直ぐに原理の記述だけでは充分でなくなつた程發達した。議會へ提出に對する決定的立法形式に於ける材料

に對する廣く行き渡つた要求が起つた。全國的な各協會、其の他會議に參與してゐる公私の團體の要求により、統一車輛法案又は法典を草案する爲に、法規及び整理方法の統一に對する委員會が商務卿 Hoover により一九二五年の三月に任命された。

數年の間、州自動車法規の統一と云ふ問題は、州の立法の統一を助長する爲に州の知事によつて任命された代表者から成る官設の團體である統一せる州法の委員會の全國會議によつて考慮されて來てゐた。一九二四年まではその會議に於て最も有力であつた意見は各州に於て採用する爲に統一した自動車法例を設けるには時期が未だ熟して居なかつたと云ふのであつた。然し、その年に州法統一委員會はかゝる法規の準備をなす事に決定した。従つて、街路及び道路の安全に關する全國會議が同一事項に對する決定をなした時、委員との間の協同が取りきめられた。州法統一委員會の委員長は議長として任命せられ、二三の他の委員は法規及び整理方法の統一に關する街路及び道路の安全

委員會の全國會議の役員として任命された。その會議には關係ある州及び地方の政府の分岐、影響ある主要な工業及び商業地域、及び一般公衆の主要な代表者をも亦含んでゐる。

提出すべき統一法案の準備

その事業に於て、この委員會は總ての州に於けるあらゆる自動車法の完全な表示及び比較をなし得る利益を有した。その條項（最後に記されてゐる通りの四個の條項より成る法規）は最も周到な研究を以て準備されたのである。

數個の連續的な豫備の草稿が委員會によつて作成せられ各機關、協會、自動車俱樂部、安全會議、商業會議所、公衆の吏員其他關係あるあらゆる團體の検査及び批判を求めゝ爲に廣く分布せられた、そして各草稿は受けたその註釋の下に改正せられた。最後に委員會の報告及び提案された統一法案は一九二六年三月二十三、二十四、二十五の三日間にわたり Washington に於て行はれた全國街路及び道路安

全會議の全期間に於て提出せられ且研討せられた。その會議には大統領 Coolidge の招待により四十三州の知事により任命せられた官選代表者をふくむ全國の總ての地方から集つて來た千人以上の代表者が出席してゐた。

此の會議の訓令に従つて、この法文に對する二三の更に進んだ修正がそれ以後に於て行はれ、一九二六年の七月には、この提出された法案は州法統一に關する全國委員會に於て採決せられ、米國辯護士協會によつて認定された。それより以後それは多數の他の協會及び團體によつて認可される様になつた。

此の法案は次に述べる四箇の條項から成立してゐる。

一 事故の報告に對する重要な設備、自動車課又は局の管理、事故統計の蒐集、運轉手を有しない賃貸自動車の整理をも含んでゐる、統一せられた自動車登録法案。

二 番號の證明の發行、如何なる新しい登録事務も制限されねばならない様な自動車の中央に於ける登録の各州に於ける維持、其他の盜難防止設備を備へた統一せられた自

自動車盗難防止法。

三 運轉手の免許證に對し必要な資格及び試験を規定し、ある状態の下に於ける停止又は取消の處分を設ける統一せられた自動車の運轉手及び操縦者の免許法。

四 道路に對する規則、自動車の速力の制限、大車、重量及び設備、並びに亂暴な運轉又は酩酊しての運轉に對する規則を規定する、統一せられた道路に於ける自動車の運轉を整理する法。

一九二七年の州立法議會に於ける事業

一九二七年の立法議會の會期に於て、California は運轉手の免許證に對する訓令による試験の制度を含む追加的の條文を採用した。かくて統一的自動車法規と實際に於て完全な調和をする様にCalifornia の法規を改善したのである。

Pennsylvania は單一の法令内に事實上全部の統一的自動車法を體現させ、現在の法規でそれと矛盾するものは悉く廢止してゐる。

North Carolina, North Dakota, 及び Idaho 統一法典の第

一、第二及び第四條、即ち登録、盗難防止及び自動車運動の法規と密接に一致してゐる法規を採用した。

Delaware, Florida, Maine, New Hampshire, New Jersey,

Oklahoma, Oregon 及び Rhode Island は、補足的な法案を通過した。それは統一的法案、特に第四項即ち自動車運轉法規と更に密接に一致せしめた。

Michigan, Minnesota, 及び Washington は統一法案の第四項、即ち自動車の運轉又は道路の規則に對する法規に密接に基いてゐる新法を採用した。

Arkansas は行政上の命令により法典と一般的に調和した交通準則及び整理方法を發布した。

Kansas, Missouri, Ohio 及び Utah の四州に於ては、統一法案に基いた立法は確乎とした進歩をとけた、そしてそれは各議會の兩院の中の何れか一つを通過したが最後の採決に於て失敗した。

二、三の立法議會は今尙會期中にあるその上現時までに

於ては行はれた進歩に關しては確實な事實を聞いてゐない
 總體に於て、一九二七年度に於て州自動車法の本質的の
 統一に對して行はれた進歩は非常に著しい。一九二八年に
 は比較的小數の立法議會が開かれるであらう。然し、その
 中には一九二七年に定期的の會議を開かなかつた州が少く
 とも四個ある、即ち Virginia, Kentucky, Mississippi 及び
 Louisiana である。然し一九二九年には少くとも四十以上の
 立法議會が開かれる事になつてゐる、そしてその年は交通
 の立法に關して重大な年となるべき事を約束してゐる。

都市の交通上の訓令及び整理方法

必要な次の段階は統一せる州法の補助として、全國を通
 じての多數の都市又は町邑に於ける交通上の訓令又は整理
 方法の間のより進んだ統一を得んとする運動である。州の
 法律が合理的に類似してゐる場合に於てさえ、都市又は町
 邑に於ける交通の訓令及び整理方法が廣く異つてゐると事
 實が認められた。各州の内部に於ける準據都市交通訓令の

採用を準備し確定せんとする努力が四五の州特に California
 及び Michigan に於て著しく行はれた。二百以上の Mich-
 igan の都市及び町邑は Michigan 訓令を用ひてゐる、然し
 不幸にして California 及び Michigan の訓令でさへ實質的
 には異つてゐる。従つて Minnesota 及び Colorado に於け
 る様な他の準據訓令はそれ以上の相違がある。

街路及び道路の安全に關する全國會議に出席した多數の
 協會の提案により、商務卿 Hoover は都市及び町邑の交通
 問題を研究し、都市の交通訓令に於ける統一を促進せしむ
 る見地を以て實行し得られる様な提案を造る爲に、影響あ
 る利害を有する總ての人々からの全國にわたつて代表を以
 て最近委員を任命した。Detroit の William E. Metzger は
 この目的に對する委員會の議長として務めてゐた、そして
 研究は次に述べる様な六つの項目に分たれてゐる。

- 一 車輛の進行とその整理。
- 二 歩行者の便宜と整理。
- 三 交通標識、信號機又は記號。

四 駐車、終點、車庫、積荷設備及び街路障害。

五 公衆用自動車、市街電車、鐵道及び事件用自動車。

六 交通の組織化とその實施。

是等の項目は委員會に委託された、そしてその委員會は總ての大なる都市や町邑に於ける訓令を研究し、且一般の使用に適する準據法規に對する出來るだけ實行し得易い様な推薦手段を提案する以外に亦指示せられた是等の項目に對する事實の報告をも行つてゐる。

勿論、同一の設備があらゆる場合に於て、總ての都市に適合するものでないと云ふ事は認められてゐる、且提案された訓令並びに整理方法は多數の代用的設備を含む事を豫期せられてゐる。換言すれば、行はれた推薦方法は融通性を有して居つて、地方的状態に適合する様に直ちに役に立つ様にならねばならない。

最後の目的は勿論州の法規、都市の訓令及び運轉の實際に對する相當な程度の統一を實現し、現在存在してゐる大なる混亂と不安とを除去し、彼の住居せる地方の外部に於

ける自動車操縦者が我國交通の混雜に起因する事故又は逮捕の焦眉の危険に最早置かれぬ様になる日を齎すにあるのである。

前號中訂正

四一八頁比田孝一氏の欄「十三年四月二十四日卒去」とあるは、「十三年三月二十五日依願免本官、昭和四年一月十一日卒去」の誤り、また四七八頁昭和四年路政小史一月の欄「一日」とあるは、「十一日」の誤りに付何れも訂正す。